

監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」の改正について

2023年1月12日  
日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 220</p> <p style="text-align: center;"><b>監査業務における品質管理</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月9日 改正 2019年2月27日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第6号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《3. 適用時期》 (省 略)</p> <p>・ 本報告書(2023年1月12日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)及び品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号(2022年6月16日)及び品質管理基準委員会報告書第2号(2022年6月16日)と同時に適用する。</p>	<p>監査基準報告書 220</p> <p style="text-align: center;"><b>監査業務における品質管理</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月9日 改正 2019年2月27日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 最終改正 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第6号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《3. 適用時期》 (省 略)</p>

新	旧
(省 略)	(省 略)
《Ⅱ 要求事項》	《Ⅱ 要求事項》
(省 略)	(省 略)
《Ⅲ 適用指針》	《Ⅲ 適用指針》
《1. 本報告書の範囲》(第1項参照)	《1. 本報告書の範囲》(第1項参照)
A1. 本報告書は、グループ財務諸表の監査を含む、全ての財務諸表監査に適用される。監査基準報告書600「 <u>グループ監査における特別な考慮事項</u> 」は、グループ財務諸表の監査に適用され、構成単位の監査人が関与する場合に適用される特に考慮すべき事項を扱っている。さらに、監査基準報告書600は、財務諸表監査において、監査チームに他の監査事務所の者が含まれる場合に、必要に応じて適用されることがある。例えば、監査基準報告書600は、遠方にある事業所の棚卸資産の实地棚卸の立会、固定資産の実査又はシェアード・サービス・センターにおける監査手続の実施に他の監査事務所の者を関与させる場合に役立つことがある。	A1. 本報告書は、グループ財務諸表の監査を含む、全ての財務諸表監査に適用される。監査基準報告書600「 <u>グループ監査</u> 」は、グループ財務諸表の監査に適用され、構成単位の監査人が関与する場合に適用される特に考慮すべき事項を扱っている。さらに、監査基準報告書600は、財務諸表監査において、監査チームに他の監査事務所の者が含まれる場合に、必要に応じて適用されることがある。例えば、監査基準報告書600は、遠方にある事業所の棚卸資産の实地棚卸の立会、固定資産の実査又はシェアードサービスセンターにおける監査手続の実施に他の監査事務所の者を関与させる場合に役立つことがある。
(省 略)	(省 略)
《3. 定義》	《3. 定義》
《(1) 監査チーム》(第12項(4)参照)	《(1) 監査チーム》(第12項(4)参照)
(省 略)	(省 略)
A21A. <u>他の監査事務所と共同して監査業務を行う場合、他の監査事務所の監査責任者とその監査チームが、監査基準の目的上、「監査責任者」と「監査チーム」を構成する。ただし、本報告書は、共同監査人間の関係や、他の共同監査人の作業に関して各共同監査人が実施する作業について取り扱わない。</u>	(新 設)
(省 略)	(省 略)
《② 監査チームのメンバーによる監査事務所の方針又は手続の適用》(第9項、第12項(4)及び第17項参照)	《② 監査チームのメンバーによる監査事務所の方針又は手続の適用》(第9項、第12項(4)及び第17項参照)
(省 略)	(省 略)
A24. 特に、監査事務所又は監査責任者は、他の監査事務所の者について以下の事項を理解する際に、監査事務所の方針又は手続において、専門要員に適用するものとは異なる措置を講じることが要求される場合がある。	A24. 特に、監査事務所又は監査責任者は、他の監査事務所の者について以下の事項を理解する際に、監査事務所の方針又は手続において、専門要員に適用するものとは異なる措置を講じることが要求される場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> <li>監査業務を実施するための適性及び適切な能力を有していること。例えば、当該者は監査事務所の採用及び研修のプロセスの対象者とはならないため、他の監査事務所又は資格認定団体や登録機関から情報を得る等、他の行為を通じてこの判断を行うことができると監査事務所の方針又は手続で定める場合がある。なお、監査基準報告書600第26項及びA62項からA67項には、構成単位の監査人の適性と能力を把握するための指針が記載されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査業務を実施するための適性及び適切な能力を有していること。例えば、当該者は監査事務所の採用及び研修のプロセスの対象者とはならないため、他の監査事務所又は資格認定団体や登録機関から情報を得る等、他の行為を通じてこの判断を行うことができると監査事務所の方針又は手続で定める場合がある。なお、監査基準報告書600第18項及びA31項には、構成単位の監査人の適性と能力を把握するための指針が記載されている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ監査業務に関連する職業倫理に関する要求事項を理解していること。例えば、当該者は、職業倫理に関する規定に関連した監査事務所の方針又は手続に関する監査事務所の研修の対象者とはならないため、当該要求事項を理解させるための研修以外の措置(監査業務に適用される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ監査業務に関連する職業倫理に関する要求事項を理解していること。例えば、当該者は、職業倫理に関する規定に関連した監査事務所の方針又は手続に関する監査事務所の研修の対象者とはならないため、当該要求事項を理解させるための研修以外の措置(監査業務に適用される</li> </ul>

新	旧
<p>職業倫理に関する規定を含む情報、マニュアル又は指針を当該者に提供する等)を監査事務所の方針又は手続で定める場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立性を確認すること。例えば、専門要員ではない者は、監査事務所の独立性に関するシステムに直接アクセスして独立性の宣誓を完了することができないことがある。当該者は文書による確認等の他の方法で監査業務に関連する自己の独立性の証拠を提供することができると監査事務所の方針又は手続で定める場合がある。</li> </ul> <p>A25. 監査事務所の方針又は手続が一定の状況において特定の活動（例えば、特定の事項に関する専門的な見解の問合せ）を行うことを要求する際に、監査事務所の関連する方針又は手続を専門要員ではない者に伝達することが必要になる場合がある。これにより当該者はその状況が生じた場合に監査責任者に注意を促すことができ、監査責任者は監査事務所の方針又は手続を遵守することが可能になる。例えば、ある構成単位の監査人がグループ監査業務において構成単位の財務情報について監査手続を実施しており、また<u>グループ監査人</u>の方針又は手続において専門的な見解の問合せの対象となる、グループ財務諸表に関連した、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項を識別した場合、構成単位の監査人は<u>グループ監査人</u>に当該事項について注意を促すことが可能になる（第35項参照）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《6. 監査契約の新規の締結及び更新》</b>（第22項から第24項参照）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>A53. 監査契約の新規の締結及び更新のプロセスで得られた情報は、監査責任者が本報告書の要求事項を遵守し、また適切な措置について十分な情報を得た上で判断を行う際に役立つ場合がある。このような情報には、以下が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の規模、複雑性及び性質に関する情報（グループ監査であるかどうか、企業が属する産業及び適用される財務報告の枠組みを含む。）</li> <li>期中及び最終段階における企業の報告日程</li> <li>グループ監査に関連して、親会社と<u>企業及び事業単位</u>との間の支配関係の性質</li> <li>企業又は企業が属する産業において、過年度の監査業務以降、必要とされる業務運営に関する資源の性質並びに監査チームの業務の指揮、監督及び査閲の方法に影響を及ぼす変化が生じたかどうか。</li> </ul> <p>A54. 監査契約の新規の締結及び更新において入手した情報は、本報告書だけでなく、例えば以下のような他の監査基準報告書の要求事項を遵守する際に関連する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」第7項において要求されている監査業務の契約条件の理解</li> <li>不正か誤謬かにかかわらず、監査基準報告書315及び監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」に従った重要な虚偽表示リスクの識別と評価</li> <li>監査基準報告書600に従った、グループ財務諸表の監査を実施する場合のグループ及びグルー</li> </ul>	<p>職業倫理に関する規定を含む情報、マニュアル又は指針を当該者に提供する等)を監査事務所の方針又は手続で定める場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立性を確認すること。例えば、専門要員ではない者は、監査事務所の独立性に関するシステムに直接アクセスして独立性の宣誓を完了することができないことがある。当該者は文書による確認等の他の方法で監査業務に関連する自己の独立性の証拠を提供することができると監査事務所の方針又は手続で定める場合がある。</li> </ul> <p>A25. 監査事務所の方針又は手続が一定の状況において特定の活動（例えば、特定の事項に関する専門的な見解の問合せ）を行うことを要求する際に、監査事務所の関連する方針又は手続を専門要員ではない者に伝達することが必要になる場合がある。これにより当該者はその状況が生じた場合に監査責任者に注意を促すことができ、監査責任者は監査事務所の方針又は手続を遵守することが可能になる。例えば、ある構成単位の監査人がグループ監査業務において構成単位の財務情報について監査手続を実施しており、また<u>グループ監査チーム</u>の方針又は手続において専門的な見解の問合せの対象となる、グループ財務諸表に関連した、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項を識別した場合、構成単位の監査人は<u>グループ監査チーム</u>に当該事項について注意を促すことが可能になる（第35項参照）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《6. 監査契約の新規の締結及び更新》</b>（第22項から第24項参照）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>A53. 監査契約の新規の締結及び更新のプロセスで得られた情報は、監査責任者が本報告書の要求事項を遵守し、また適切な措置について十分な情報を得た上で判断を行う際に役立つ場合がある。このような情報には、以下が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の規模、複雑性及び性質に関する情報（グループ監査であるかどうか、企業が属する産業及び適用される財務報告の枠組みを含む。）</li> <li>期中及び最終段階における企業の報告日程</li> <li>グループ監査に関連して、親会社と<u>その構成単位</u>との間の支配関係の性質</li> <li>企業又は企業が属する産業において、過年度の監査業務以降、必要とされる業務運営に関する資源の性質並びに監査チームの業務の指揮、監督及び査閲の方法に影響を及ぼす変化が生じたかどうか。</li> </ul> <p>A54. 監査契約の新規の締結及び更新において入手した情報は、本報告書だけでなく、例えば以下のような他の監査基準報告書の要求事項を遵守する際に関連する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」第7項において要求されている監査業務の契約条件の理解</li> <li>不正か誤謬かにかかわらず、監査基準報告書315及び監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」に従った重要な虚偽表示リスクの識別と評価</li> <li>監査基準報告書600に従った、グループ財務諸表の監査を実施する場合のグループ、その構成単</li> </ul>

新	旧
<p><u>ブ環境</u>の理解並びに構成単位の監査人に対する指揮、監督及びその作業の査閲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書 620 に従った、監査人の利用する専門家の関与の有無及び方法の決定</li> <li>監査基準報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」及び監査基準報告書 265 「内部統制の不備に関するコミュニケーション」における企業のガバナンス構造</li> </ul> <p>(省 略)</p> <p><b>《7. 業務運営に関する資源》</b> (第 25 項から第 28 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A60. 業務運営に関する資源は、主に監査事務所によって割り当てられ、又は利用可能とされる。しかしながら、監査チームが監査業務のために資源を直接的に入手する場合もある。例えば、構成単位の監査人が法令、規則又はその他の理由によって構成単位の財務諸表に対して監査意見を表明することを要求され、また構成単位の監査人が構成単位の経営者から<u>グループ監査人</u>のために監査手続を実施するように選任される場合である (監基報 600 の A10 項参照)。このような場合、監査責任者は、十分かつ適切な資源が割り当てられているか、又は利用可能であるかを判断するために、構成単位の監査人に情報を依頼する等の対応が監査事務所の方針又は手続によって要求される場合がある。</p> <p>(省 略)</p> <p><b>《(6) 不十分又は不適切な業務運営に関する資源》</b> (第 27 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A76. 欠番</p> <p><b>《8. 業務の実施》</b></p> <p>(省 略)</p> <p><b>《(2) 指揮、監督及び査閲》</b> (第 30 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p><b>《④ 監査責任者による査閲》</b> (第 30 項から第 34 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A92. 監査責任者は、監査チームが重要な判断を必要とする領域を特定する際に、職業的専門家としての判断を行使する。監査事務所の方針又は手続には、重要な判断であると通常想定される事項が明記されている場合がある。監査業務に関する重要な判断には、例えば以下のような、監査の基本的な方針、詳細な監査計画、業務の実施、並びに監査チームが到達した全体的な結論に関する事項が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要性の基準値の決定に関する事項等、監査計画に関する事項</li> <li>以下を含む監査チームの構成に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>会計又は監査の専門領域において専門知識を有する専門要員</li> </ul> </li> </ul>	<p><u>位及びそれらの環境</u>の理解並びに構成単位の監査人に対する指揮、監督及びその作業の査閲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書 620 に従った、監査人の利用する専門家の関与の有無及び方法の決定</li> <li>監査基準報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」及び監査基準報告書 265 「内部統制の不備に関するコミュニケーション」における企業のガバナンス構造</li> </ul> <p>(省 略)</p> <p><b>《7. 業務運営に関する資源》</b> (第 25 項から第 28 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A60. 業務運営に関する資源は、主に監査事務所によって割り当てられ、又は利用可能とされる。しかしながら、監査チームが監査業務のために資源を直接的に入手する場合もある。例えば、構成単位の監査人が法令、規則又はその他の理由によって構成単位の財務諸表に対して監査意見を表明することを要求され、また構成単位の監査人が構成単位の経営者から<u>グループ監査チーム</u>のために監査手続を実施するように選任される場合である (監基報 600 第 3 項参照)。このような場合、監査責任者は、十分かつ適切な資源が割り当てられているか、又は利用可能であるかを判断するために、構成単位の監査人に情報を依頼する等の対応が監査事務所の方針又は手続によって要求される場合がある。</p> <p>(省 略)</p> <p><b>《(6) 不十分又は不適切な業務運営に関する資源》</b> (第 27 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A76. <u>グループ財務諸表の監査において、構成単位の監査人が構成単位で実施する作業に関連して業務運営に関する資源が不十分又は不適切な場合、十分かつ適切な資源を利用可能にするために、監査責任者は、当該事項について構成単位の監査人、経営者又は監査事務所と討議する場合がある。</u></p> <p><b>《8. 業務の実施》</b></p> <p>(省 略)</p> <p><b>《(2) 指揮、監督及び査閲》</b> (第 30 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p><b>《④ 監査責任者による査閲》</b> (第 30 項から第 34 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A92. 監査責任者は、監査チームが重要な判断を必要とする領域を特定する際に、職業的専門家としての判断を行使する。監査事務所の方針又は手続には、重要な判断であると通常想定される事項が明記されている場合がある。監査業務に関する重要な判断には、例えば以下のような、監査の基本的な方針、詳細な監査計画、業務の実施、並びに監査チームが到達した全体的な結論に関する事項が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要性の基準値の決定に関する事項等、監査計画に関する事項</li> <li>以下を含む監査チームの構成に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>会計又は監査の専門領域において専門知識を有する専門要員</li> </ul> </li> </ul>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>－ サービス・デリバリー・センターの人員の利用</li> <li>・ 外部の専門家を含む専門家の業務を利用するかどうかの判断</li> <li>・ 契約の新規の締結及び更新プロセスにおいて得られた情報の監査チームによる検討及びその情報への対応案</li> <li>・ 固有リスク要因の検討及び固有リスクの評価において、監査チームによる重要な判断を必要とする状況を含む、監査チームのリスク評価プロセス</li> <li>・ 関連当事者との関係及び取引並びに関連当事者に関する注記事項に係る監査チームの検討</li> <li>・ 監査チームが業務における重要な領域に関して実施した手続の結果。例えば、特定の会計上の見積り、会計方針又は継続企業の前提に関する結論</li> <li>・ 専門家が実施した業務及び専門家が導き出した結論に対する監査チームの評価</li> <li>・ グループ監査に関する以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ グループ財務諸表の監査の基本的な方針及び詳細な監査計画</li> <li>－ 構成単位の監査人に対する指揮、監督及びその作業の査閲の方法を含む構成単位の監査人の関与に関する意思決定</li> </ul> </li> <li>－ 構成単位の監査人が実施した作業及び構成単位の監査人が導き出した結論に対する評価</li> <li>・ 監査の基本的な方針及び詳細な監査計画に影響を与える事項への対応方法</li> <li>・ 監査の実施中に識別した修正された、又は未修正の虚偽表示に関する重要性の判断及びその対処</li> <li>・ 監査報告書の監査意見及び「監査上の主要な検討事項」区分又は「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分等に記載される事項</li> </ul> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</li> </ul> </li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ サービス・デリバリー・センターの人員の利用</li> <li>・ 外部の専門家を含む専門家の業務を利用するかどうかの判断</li> <li>・ 契約の新規の締結及び更新プロセスにおいて得られた情報の監査チームによる検討及びその情報への対応案</li> <li>・ 固有リスク要因の検討及び固有リスクの評価において、監査チームによる重要な判断を必要とする状況を含む、監査チームのリスク評価プロセス</li> <li>・ 関連当事者との関係及び取引並びに関連当事者に関する注記事項に係る監査チームの検討</li> <li>・ 監査チームが業務における重要な領域に関して実施した手続の結果。例えば、特定の会計上の見積り、会計方針又は継続企業の前提に関する結論</li> <li>・ 専門家が実施した業務及び専門家が導き出した結論に対する監査チームの評価</li> <li>・ グループ監査に関する以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ グループ財務諸表の監査の基本的な方針及び詳細な監査計画</li> <li>－ 構成単位の監査人の関与に関する意思決定。例えば、構成単位の財務情報について、重要な虚偽表示リスクが高いと評価された領域がある場合における構成単位の監査人に対する指揮、監督及びその作業の査閲の方法</li> </ul> </li> <li>－ 構成単位の監査人が実施した作業及び構成単位の監査人が導き出した結論に対する評価</li> <li>・ 監査の基本的な方針及び詳細な監査計画に影響を与える事項への対応方法</li> <li>・ 監査の実施中に識別した修正された、又は未修正の虚偽表示に関する重要性の判断及びその対処</li> <li>・ 監査報告書の監査意見及び「監査上の主要な検討事項」区分又は「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分等に記載される事項</li> </ul> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</li> </ul> </li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上